令和2年度 農山漁村振興交付金(山村活性化対策) 事業実施主体 評価結果

1. 事業評価の実施

令和2年度に実施された農山漁村振興交付金(山村活性化対策)の事業について、「農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領」(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第9の1の(1)の規定に基づき、評価を行ったので、その結果を公表する。

2. 評価結果

| 都道府県 | 市町村 | 事業実施主体名 | 事業 R2 | 実施. R3 | 段階 R4 | 評 価 | 評 | 価 | コ | メ | ン | ٢ |
|------|------|-------------|----------|-----------|----------|-----|------------------------------|------|-------|------|-------|-------|
| 京都府 | 与謝野町 | 与謝野ホップ振興協議会 | • | \circ | | A | 令和2年度は 調整しながら各 を考えている方 | 種調査委 | 託発注や、 | 町内でク | ラフトビー | ル醸造事業 |

- (注1)「事業実施段階」の凡例: ○・・交付対象年度(計画) ●・・交付対象年度(実施済) □・・目標年度(計画) ■・・目標年度(実施済)
- (注2) 「評価」の区分: A・・優良 B・・良好 C・・低調

3. 第三者の意見聴取

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領の第9の1の(1)の規定に基づき、第三者である京都府政策企画部企画参事(北部担当)付主事 細見将吾から評価に当たり意見の聴取を行った。第三者及び意見聴取の概要は以下のとおり。

【第三者】

京都府政策企画部企画参事(北部担当)付

主事 細見将吾

【意見聴取の概要】

コロナ禍で、当初計画していた事業計画、スケジュール等様々な点で変更が必要になったかと思うが、状況に応じて工夫が見られる取組みが実施されており、目標の達成状況も良好で、適切な運営体制の構築、事業執行ができていると評価できる。

令和3年度は、クラフトビール醸造に加え、府外への販路拡大等への活動に期待ができる。